

消防団員募集！！

皆さん消防団をご存知でしょうか？

消防団は「自分たちの町は自分たちで守る！」という使命感のもと、火災や風水害などへの災害出動、火災予防広報などの防災活動を行い、市民の生命・身体・財産を守るため活躍しています。

消防団員には、基本消防団員及び限定活動消防団員があります。

◎基本消防団員

- 入団資格 八代市在住の満18歳以上の方
- 待遇 ・年報酬、出動手当などの支給
・公務災害補償
・退職報償金の支給（5年以上勤続）など



◎限定活動消防団員

- 入団資格 基本消防団員であった者で、基本消防団員としての活動期間が10年以上あるもの
- 活動内容 ・消防作業活動
・行方不明者等の捜索活動
・活動に必要な訓練の受講 など
- その他 ・身体の保険（消防団員福祉共済）に加入
・報酬・退職金はありません
・風水害・火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、出動手当を支給

八代市消防団では、男性・女性問わず消防団員を随時募集しています。

あなたも地域の防災リーダーとして活躍してみませんか？

《問い合わせ》 危機管理課 ☎33-4112
地域振興課 ☎45-2211

★★★市税等の納期について★★★

6月30日（火）納期限のものは

- ☑市県民税 1期
- ☑国民健康保険税 3期
- ☑介護保険料 3期
- ☑簡易水道使用料 6月分（5月使用分）です。

市税等の納付には、便利で確実な口座振替をおすすめします。



※納付にお困りの場合は、お早めにご相談ください。

※納期限が土曜日、日曜日にあたる場合は、次の月曜日になります。

今回の新型コロナウイルス感染症による地域経済の影響に配慮し、令和2年度の固定資産税の納期限について、第1期を7月31日（月）、第2期を9月30日（水）まで延長いたします。

《問い合わせ》地域振興課 市民サービス係 ☎45-2212

給付金を装った詐欺にご注意ください！！

市役所の職員などになりすまし、電話、メールや自宅に訪問して「給付金を振り込むのでキャッシュカードの番号や銀行口座番号を教えてください。」などの不審電話等が全国で報告されています。

- ・市区町村や総務省などの行政機関が現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・市区町村や総務省などの行政機関が「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

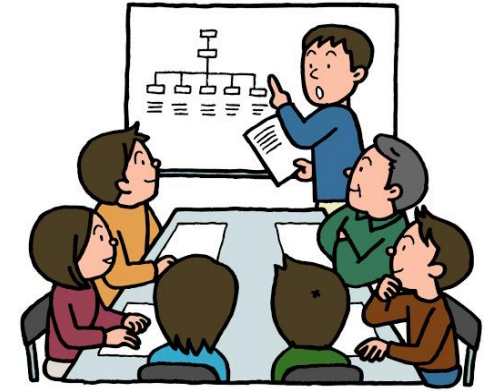
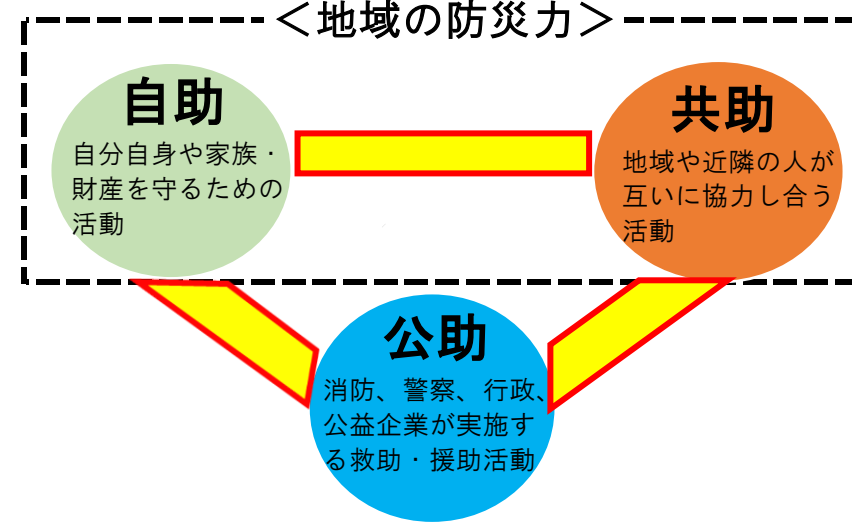
《相談先》 ・消費者ホットライン 「188」 ・八代市消費生活センター「33-4162」
・新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン「0120-213-188」
・お近くの警察署 ・警察相談専用電話「#9110」

☆☆特別定額給付金に関するご相談は、特別定額給付金事業推進室 コールセンターへ ☎43-5511

自主防災組織について ～災害に強い地域を作るために～



災害発生時には、自助・共助・公助の連携により人的・物的被害を軽減することができます。ひとたび大規模な災害が発生したときには、公的機関が行う活動（公助）は交通網の寸断や同時多発火災などにより十分対応できない可能性があるため、個人の力で災害に備える（自助）とともに、地域での助け合い（共助）による地域の防災力が重要となります。



1. 自主防災組織とは？

- 災害発生時はもちろん、日頃から地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組むための組織を「自主防災組織」と言います。
- 平常時には防災訓練や広報活動、災害時には初期消火、救出救護、集団避難、避難所への給食・給水などの活動を行います。
- 令和2年3月末現在の坂本町の自主防災加入世帯率は98.9%です。

2. なぜ、自主防災組織が必要なの？

- 大規模な災害が発生した場合、消防署などの防災機関だけでは、十分な対応ができない可能性があります。このような時、地域の皆さんと一緒に協力し、災害や避難に関する情報の伝達、避難誘導、安否確認、救出・救護活動に取り組むことで被害の軽減を図る事ができます。また、活動を迅速に進めるためには「お互いに顔の見える関係」の中で、事前に地域内で役割分担を決めておくことが有効です。より効率よく、さまざまな活動をするためにも事前の準備（体制づくり）が重要です。

◎各班の平常時（日ごろ）と緊急時（災害発生時）の活動内容は概ね次のような役割になります。

	情報班	消火班	避難誘導班	救出救護班	給食・給水班
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ○住民に対しての連絡体制、手段の検討 ○情報収集・伝達訓練の実施 ○防災意識の啓発、高揚に関する広報 ○公的防災機関との連携確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火訓練の実施 ○消火用水の確保、確認 ○出火防止の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○事前に避難路、避難場所を把握 ○避難誘導訓練の実施 ○避難路の安全点検 ○※危険箇所（がけ、ブロック塀）などの確認等 ○避難行動要支援者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当、衛生知識の普及 ○救命講習への参加 ○応急医薬品、救助資機材の確保、点検 ○技能、ノウハウを持った住民の把握 ○救助用資機材の点検・確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○食料、飲料水の個人備蓄についての普及啓発 ○炊き出し訓練の実施 ○炊き出し用資機材の確保、点検
緊急時	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報を住民に対して正確かつ迅速に伝達 ○地域内の被害情報を収集し、本部へ報告 ○混乱回避、出火防止等の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火活動 ○※消防署、消防団の到着までの延焼拡大を防ぐのが基本です。無理はしないこと!! ○情報班と連携しての出火防止等の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報班と連携しての避難の呼びかけ ○安全な経路を選択しての避難誘導 ○避難行動要支援者の避難支援 ○避難地での安否確認 ○安否確認による救出救護班への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導班と連携しての速やかな救出 ○※救出活動は危険を伴う場合があるため、二次災害に十分注意して下さい。 ○負傷者の搬送、応急手当の救護 ○避難所・救護所での救護活動への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○食料や水、救援物資等の受入、配布 ○必要に応じて炊き出し